純資産の部の５項目（資本金・資本準備金・その他資本剰余金・利益準備金・その他利益剰余金）の取扱いについて

―会社法第445条～第452条，第461条第２項等の効果的教授法の試み―

米　田　保　晴

目次

Ⅰ．本稿の目的
Ⅱ．着目すべき５項目
　１．着目すべき５項目とは
　２．５項目の特徴
　３．５項目に関連する用語の意味
Ⅲ．５項目間の額の振替えに関するルール
　１．額の振替えに関するルール
　２．株主総会決議に関するルール
　３．債権者異議手続に関するルール
Ⅳ．５項目の額の増減に関する５項目間の額の振替え以外の主なルール
　１．設立または株式の発行の場合
　２．剰余金の配当の場合
　３．当期純利益または当期純損失が発生した場合
　４．組織再編行為の場合
Ⅴ．おわりに

Ⅰ．本稿の目的

本稿は，会社法445条～452条（会社法第２編第５章第３節「資本金の額等」の範囲）の条文ならびにこれらの条文に関連する会社法の条文（特に309条，439条，459条，461条２項）（本稿において条文番号のみを記載する場合は会社法の条文であるとする。），会社法施行規則（以下，「施行規則」または「施規」という。）の条文（特に施規68条・116条。ただし，以下において施規116条９号～11号の引用は原則として省略する。）および会社計算規則（以下，「計算規則」または「計規」という。）の条文（特に計規22条～29条・135条・149条～151条・153条・155条）（以下，これらの規定の範囲をまとめて「資本金の額等の範囲」という。）を，短時間に，学生が理解し記憶しやすい形で教授するためのテキストの一例を提示することを目的としている。法科大学院または法学部等において，会社法の授業を担当する教員の教授法の参考となること，および，会社法の授業を受講する学生が本稿により効果的に会社法の資本金の額等の範囲を学習できるようになることを期待している[1]。

Ⅱ．着目すべき５項目

１．着目すべき５項目とは

単体の株式会社における貸借対照表上の「純資産の部」[2]の項目は，図１のとおりである（計規76条１項１号・２項・４項～８項）[3]。このうち，資本金の額等の範囲の学習のために着目すべき項目は，四角で囲んだ５つの項目，すなわち，「資本金」，「資本準備金」，「その他資本剰余金」，「利益準備金」および「その他利益剰余金」（以下，これらの項目を総称して「５項目」という。）である。

図１　純資産の部の各項目

Ⅰ．株主資本

１．資本金

２．新株式申込証拠金

3．資本剰余金

(1)　資本準備金

(2)　その他資本剰余金

（適当な名称を付した項目に細分することができる。）

＜例＞

・資本金及び資本準備金減少差益

・自己株式処分差益　等

4．利益剰余金

(1)　利益準備金

(2)　その他利益剰余金

（適当な名称を付した項目に細分することができる。）

＜例＞

・別途積立金

・繰越利益剰余金　等

5．自己株式（控除項目）

6．自己株式申込証拠金

II．評価・換算差額等

1．その他有価証券評価差額金

2．繰延ヘッジ損益

3．土地再評価差額金

（その他適当な名称を付した項目）

III．新株予約権

1．新株予約権

2．自己新株予約権（控除項目）

2．5項目の特徴

5項目は，それぞれ貸借対照表上の「純資産の部」の1項目であるという以上の意味を有するものではなく[4]，これらの各項目の額は，計算上の数字

にすぎない。しかし，５項目については，その項目に計上される額を増減させるには，会社法上一定のルールが厳格に定められているという特徴がある。

５項目に計上される額の増減に関するルールのうち，５項目間における額の振替え[5]に関するルールは，下記「Ⅲ．５項目間の額の振替えに関するルール」において述べる。また，それ以外の主なルールについては，「Ⅳ．５項目の額の増減に関する５項目間の額の振替え以外の主なルール」で述べる。

なお，５項目の１つである「資本金」も貸借対照表上の「純資産の部」の１項目であるにすぎず，その額は単なる計数であり，その増減は，株式数とは切り離されているというのが会社法上の扱いである[6]。ただし，「資本金」に限っては，「資本金」の額は登記事項であり（911条３項５号）[7]，「資本金」の額の減少の無効は，一定の要件を満たした場合に限り，訴えによってのみ主張できるとされる（828条１項５号・２項５号，834条５号・835条～839条・846条）。これらは他の４項目にはない特徴である。

３．５勘定科目に関連する用語の意味

会社法は，５項目に関連するいくつかの用語を用いている。本稿の説明においてもそれらの用語を用いるので，その意味を以下に確認しておく。

(1)　準備金

「準備金」（445条～449条，451条等で用いられている）とは，「資本準備金」および「利益準備金」の総称である（445条４項）。

(2)　資本剰余金

「資本剰余金」とは，「資本準備金」と「その他資本剰余金」を合わせた項目である（計規76条４項）。

(3)　利益剰余金

「利益剰余金」とは，「利益準備金」と「その他利益剰余金」を合わせた項目である（計規76条５項）。

(4)　剰余金の額

会社法上，「剰余金の額」（445条・446条・450条・451条等で用いられ

ている）という語は，「剰余金の配当等」[8]の効力発生日における剰余金の額を意味しており（446条，461条２項１号），その値は，最終事業年度の末日における「その他資本剰余金」の額プラス「その他利益剰余金」の額（446条１号・計規149条）[9]に，最終事業年度の末日後剰余金の配当等の効力発生日までの間の剰余金の額の変動額を加減して求める（446条２号～７号，計規150条１項）[10]。

したがって，最終事業年度の末日後に剰余金の額の変動がなければ，「剰余金の額」（すなわち，「剰余金の配当等の効力発生日における剰余金の額」）は，最終事業年度の末日における「その他資本剰余金」の額プラス「その他利益剰余金」の額に等しい。

(5)　剰余金

上記のとおり「剰余金の額」は会社法上定義されているが，「剰余金」については，会社法上の定義規定はない。しかし，会社法452条において「剰余金の処分」という語が用いられており，この場合の剰余金は，「その他資本剰余金」および「その他利益剰余金」の総称であると解することができる（下記Ⅲ．１．(4)(ア)参照）。

講学上も，「剰余金」の語は，「その他資本剰余金」および「その他利益剰余金」を総称する語として用いられる[11]。

Ⅲ．５項目間の額の振替えに関するルール

５項目間の額の振替えに関して会社法および計算規則で定められているルールは以下のとおりである。

５項目間の額の振替えは，いずれの場合も，貸借対照表上の「純資産の部」の「株主資本」の中における項目間の振替えにすぎず，会社外への会社財産の流出（貸借対照表上は，資産の部の該当項目の額の減少）も会社外からの会社財産の流入（貸借対照表上は，資産の部の該当項目の額の増加）も伴っていない点に留意を要する。

１．額の振替えに関するルール

⑴　図２の構成

図２を参照していただきたい。

㈠　「資本グループ」と「利益グループ」

５項目は，「資本金」，「資本準備金」および「その他資本剰余金」からなる「資本グループ」と，「利益準備金」および「その他利益剰余金」からなる「利益グループ」に分かれる。図２では，資本グループを左側に，利益グループを右側に記載してある。

㈡　拘束性の程度による３レベル

また，５項目は，その拘束性の強さの順に，第１レベル（最も拘束性が強い）の「資本金」，第２レベル（中位）の「資本準備金」および「利益準備金」，ならびに，第３レベル（もっとも拘束性が弱い）の「その資本剰余金」および「その他利益剰余金」に分けて考えると理解しやすい。図２では，上から，第１レベル，第２レベル，第３レベルの順に配置してある。

株主に対する剰余金の配当[12]は，第３レベルの項目（「その他資本剰余金」および「その他利益剰余金」）の額を減少することによって行われる（446条６号，計規23条１号イ・２号イ）。

⑵　通常の場合（全額欠損てん補・剰余金の処分以外の場合）（①～⑩）

㈠　各グループ内での振替えは各項目の相互間で可能（①～⑧）

振替えは，資本グループの各項目（「資本金」，「資本準備金」，「その他資本剰余金」）相互間（振替えの仕方は，図２の①～⑥の６とおり），または，利益グループの各項目（「利益準備金」，「その他利益剰余金」）相互間（振替えの仕方は，⑦⑧の２とおり）では可能であるが，異なるグループに属する項目との間では，振替えは原則としてできない（計規26条～29条）。これを「資本と利益の区分の原則」という[13]。

㈡　利益グループの各項目から「資本金」への振替えは可能（⑨⑩）

「資本と利益の区分の原則」の例外として，「利益準備金」から

図２　５項目間の額の振替えに関するルール

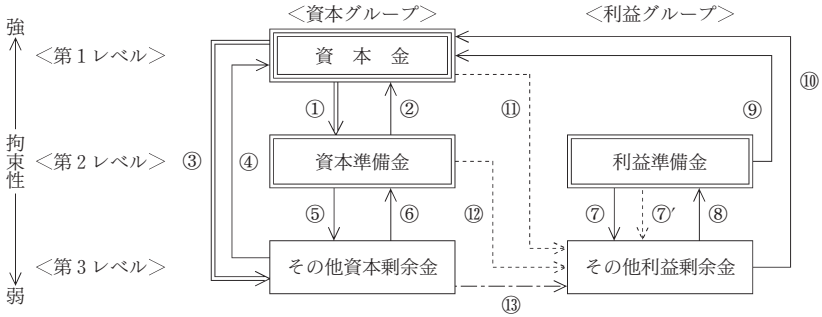

(1)　①～⑩：通常の場合（全額欠損てん補・剰余会の処分以外の場合）

⇓　株主総会の特別決議および債権者異議手続が必要（①③）（注１）

↓　株主総会の普通決議および債権者異議手続が必要（⑤⑦）（注２）

↑　株主総会の普通決議が必要。債権者異議手続は不要。（②④⑥⑧⑨⑩）（注２）

（注１）　株式の発行と同時に資本金の額を減少し，以前の資本金の額を下回らないときは，株主総会の特別決議ではなく，取締役会決議（取締役会設置会社の場合）または取締役の決定（取締役会非設置会社の場合）でよい（株式の発行プラス①③の場合）。

（注２）　株式の発行と同時に準備金の額を減少し，以前の準備金の額を下回らないときは，株主総会の普通決議ではなく，取締役会決議（取締役会設置会社の場合）または取締役の決定（取締役会非設置会社の場合）でよい（株式の発行プラス②⑤⑦⑨の場合）。

(2)　⑪⑫⑦′：全額欠損てん補の場合

⇣　全額を欠損てん補に充てる場合にのみ認められる。

⑪では，定時株主総会における普通決議および債権者異議手続が必要。

⑫⑦′では，分配特則規定非適用会社では株主総会の普通決議が必要。分配特則規定適用会社では436条３項の取締役会決議が必要。債権者異議手続は，定時株主総会の普通決議（分配特則規定適用会社では436条３項の取締役会決議でも可）を行う場合は不要。それ以外の場合は，債権者異議手続が必要。

(3)　⑬：剰余金の処分として「その他資本剰余金」を「その他利益剰余金」のマイナスに充てる場合

-·-·→　利益剰余金がマイナスの場合にのみ認められる（通説）（⑬）。

分配特則規定非適用会社では株主総会の普通決議が必要。分配特則規定適用会社では取締役会決議が必要。債権者異議手続は不要。

①～⑬の根拠規定

(1)　①～⑩：通常の場合（全額欠損てん補・剰余金の処分以外の場合）

振替えの種類	振替えが認められる根拠規定	必要とされる決議（根拠規定）	債権者異議手続（根拠規定）
①	447条１項２号、計規25条２項・26条１項１号	株主総会の特別決議（447条１項・309条２項９号）（注１）	○（449条１項）
②	448条１項２号、計規25条１項１号・26条２項	株主総会の普通決議（448条１項・309条１項）（注２）	×（449条１項２つ目の括弧書）
③	447条１項２号、計規25条２項・27条１項１号	株主総会の特別決議（447条１項・309条２項９号）（注１）	○（449条１項）
④	450条１項、計規25条１項２号・27条２項１号	株主総会の普通決議（450条２項・309条１項）	×（449条１項）
⑤	448条１項２号・計規26条２項・27条１項２号	株主総会の普通決議（448条１項・309条１項）（注２）	○（449条１項）
⑥	451条１項、計規26条１項２号・27条２項２号	株主総会の普通決議（451条２項・309条１項）	×（449条１項）
⑦	448条１項２号、計規28条２項・29条１項１号	株主総会の普通決議（448条１項・309条１項）（注２）	○（449条１項）
⑧	451条１項、計規28条１項・29条２項２号	株主総会の普通決議（451条２項・309条１項）	×（449条１項）
⑨	448条１項２号、計規25条１項１号・28条２項	株主総会の普通決議（448条１項・309条１項）（注２）	×（449条１項２つ目の括弧書）
⑩	450条１項、計規25条１項２号・29条２項１号	株主総会の普通決議（450条２項・309条１項）	×（449条１項）
注１：株式の発行プラス①③	上記のとおり	取締役会決議・取締役の決定（447条３項）	上記のとおり
注２：株式の発行プラス②⑤⑦⑨	上記のとおり	取締役会決議・取締役の決定（448条３項）	上記のとおり

(2)　⑪⑫⑦′：全額欠損てん補の場合

⑪	447条１項・309条９号括弧書・施規68条	定時株主総会の普通決議（447条１項・309条９号括弧書）	○（449条１項）
⑫⑦′	449条１項但書・計規151条	分配特則規定非適用会社：定時株主総会の普通決議（448条１項） 分配特則規定非適用会社：定時株主総会以外の普通決議（448条１項） 分配特則規定適用会社：436条３項の取締役会決議（459条１項２号・448条１項）	×（449条１項但書） ○（449条１項） ×（449条１項但書・459条１項２号）

(3)　⑬：剰余金の処分として「その他資本剰余金」を「その他利益剰余金」のマイナスに充てる場合

⑬	452条・計規153条	分配特則規定非適用会社：株主総会の普通決議（452条・309条１項） 分配特則規定適用会社：取締役会決議（452条・459条１項３号）	×（449条１項） ×（449条１項）

「資本金」に振替える場合（図２の⑨の場合）または「その他利益剰余金」から「資本金」に振替える場合（図２の⑩の場合）には，利益グループの項目である「利益準備金」または「その他利益剰余金」から資本グループの項目である「資本金」への振替え（図２の⑨および⑩）が認められている（448条１項２号，450条１項，計規25条１項・28条２項・29条２項１号）[14]。

(ウ) 複数の項目への振替えも可能

また，例えば，「資本準備金」の額を減少させてその一部を「資本金」の増加額とし（図２の②），残りを「その他資本剰余金」の増加額とする（図２の⑤）（448条１項２号）というように，ある１つの項目から同時に異なる２つの項目に振り替えることも可能である（447条１項２号，448条１項２号）。

(3) 全額欠損てん補の場合

(ア) 「資本金」から「その他利益剰余金」への振替え（⑪）

上記Ⅲ．１．(2)の通常の場合にくわえ，減少額の全額を欠損のてん補[15]に充てる場合に限り，「資本金」から「その他利益剰余金」への振替えが認められる（447条１項・309条２項９号括弧書・施規68条）（その場合の要件につき，下記Ⅲ．２．(2)(ア)および３．(1)参照）。[16]。

図２では，⑪として，「資本金」から「その他利益剰余金」への下向きの点線の矢印で示してある。

(イ) 準備金から「その他利益剰余金」への振替え（⑫⑦′）[17]

さらに，減少額の全額を欠損てん補に充てる場合に限り，「資本準備金」から「その他利益剰余金」への振替えも認められる（449条１項但書・計規151条）。（その場合の要件につき，下記Ⅲ．２．(2)(イ)および３．(2)参照）。

図２では，⑫として，「資本準備金」から「その他利益剰余金」への下向きの点線の矢印で示してある。

また，「利益準備金」から「その他利益剰余金」への振替えも，減

少額の全額を欠損てん補に充てる場合は，通常の場合（⑦）よりも緩い要件で認められる（449条１項但書・計規151条）（これらの場合の要件につき，下記Ⅲ．２．⑵㈠および３．⑵参照）。

図２では，⑦′として「利益準備金」から「その他利益剰余金」への下向きの点線の矢印で示してある。

⑷　剰余金の処分の場合

㈠　剰余金の処分とは

会社法452条は，株式会社は，株主総会の決議（普通決議（309条１項））により，資本金の額の増加（450条）および準備金の額の増加（451条）ならびに剰余金の配当その他株式会社の財産を処分するもの以外の「損失の処理，任意積立金の積立てその他の剰余金の処分」をすることができると定める。

ここでの「剰余金の処分」とは，貸借対照表に計上される「その他資本剰余金」，「その他利益剰余金」という剰余金について，その内部での項目の変更を意味するにすぎない。このことは，「剰余金の処分」という文言が用いられ，「剰余金の額の処分」とされていないことからも明らかである[18]。

本条は，そのなし得る処分の例示として，「任意積立金の積立て」，「損失の処理」を挙げるが，剰余金の「資本金」・法定準備金（「資本準備金」または「利益準備金」）への組入れは除外されていること，また，「その他利益剰余金」と「その他資本剰余金」の混同は損失処理以外の場合には認められていないし，「その他資本剰余金」内での移動もないから，結局，本条でなしうる項目の変更は，「その他利益剰余金」の中での任意積立金の積立て，任意積立金の取崩し，「その他利益剰余金」がマイナスの残高のときの「その他資本剰余金」によるてん補である[19]。

㈡　任意積立金の積立ておよび取崩し

剰余金の処分（452条）のうち，任意積立金の積立て（「その他利益

剰余金」の１項目である「繰越利益剰余金」から同じく「その他利益剰余金」の１項目である任意積立金の該当項目（例えば「別途積立金」）への振替え）および任意積立金の取崩し（任意積立金の該当項目から「繰越利益剰余金」への振替え）は，「その他利益剰余金」の中での振替えであるので，図２では表示していない。

(ウ) 「その他資本剰余金」から「その他利益剰余金」への振替え

通説は，利益剰余金（「利益準備金」プラス「その他利益剰余金」）がマイナスの場合に限り，マイナスの利益剰余金の範囲内で，「その他資本剰余金」を減少させて「その他利益剰余金」のマイナスに充当することは，剰余金の処分（452条）として可能であるとする[20]。

図２では，この場合の「その他資本剰余金」から「その他利益剰余金」への振替えは，⑬として，「その他資本剰余金」から「その他利益剰余金」への一点鎖線の右向きの横線の矢印によって示してある。

２．株主総会決議に関するルール

(1) 通常の場合（①～⑩の場合）（全額欠損てん補・剰余金の処分以外の場合）

(ア) 原則

図２における①～⑩の振替えを行うためには，株主総会（定時株主総会に限らない）の決議によって，(a)減少する項目の額，(b)減少する項目の振替先の項目およびその額，(c)当該項目の減少の効力発生日を定める必要がある（447条１項，448条１項，450条２項，451条２項）。なお，「資本金」の額または準備金の額を減少した結果，「資本金」の額または準備金の額がマイナスになってはならない（447条２項，448条２項）。

株主総会決議の決議方法について，「資本金」を減少する場合，すなわち，「資本金」から「資本準備金」または「その他資本剰余金」に振替える場合（図２の①および③の場合。図２では，二重線の下向

きの矢印で示してある）には，特別決議が必要である（447条１項，309条２項９号）[21]。

①～⑩のうち上記以外のすべての場合（図２の②および④～⑩。図２では，実線の下向きまたは上向きの矢印で示してある）は，株主総会の普通決議（309条１項）でよい（448条１項・450条２項・451条２項・309条１項）[22]。

(イ)　２つの例外

上記(ア)の原則には，下記(A)および(B)の２つの例外がある。これらの例外は，ともに，株式の発行と同時に「資本金」の額または準備金の額を減少する場合であり，要件，効果ともに類似している。いずれの場合も債権者異議手続の必要性の有無には影響しない（下記Ⅲ．３．参照）。

(A)　株式の発行と同時に「資本金」の額を減少する場合（株式の発行プラス①③の場合）

株式の発行と同時に「資本金」の額を減少する場合で，「資本金」の額が減少前の「資本金」の額を下回らないときは，株主総会の特別決議も普通決議も不要で，取締役会決議（取締役会設置会社（２条７号）の場合）または取締役の決定（取締役会非設置会社の場合）でよい（447条３項）[23]。

ただし，この場合も債権者異議手続は必要である（「資本金」の額の減少は449条但書に該当しない。）（下記Ⅲ．３．参照）。

(B)　株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合（株式の発行プラス②⑤⑦⑨の場合）

株式の発行と同時に準備金（「資本準備金」または「利益準備金」）の額を減少する場合で，減少後の準備金の額が減少前の準備金の額を下回らないときは，株主総会の普通決議は不要で，取締役会決議（取締役会設置会社（２条７号）の場合）または取締役の決定（取締役会非設置会社の場合）でよい（448条３項）。

ただし，この場合も，株式の発行プラス⑤⑦のとき（矢印が下向きのとき）は，債権者異議手続が必要であり，株式の発行プラス②⑨のとき（矢印が上向きのとき）は，債権者異議手続は必要ない（下記Ⅲ．3．参照）

(2) 全額欠損てん補の場合（⑪，⑫⑦′の場合）

(ア) 「資本金」の減少額の全額を欠損てん補に充てる場合（⑪の場合）

定時株主総会（定時株主総会以外は不可）で「資本金」の額を減少し，その減少額の全額を「欠損」のてん補に充てるときは，株主総会の決議は，特別決議でなく普通決議でよい（447条1項・309条2項9号括弧書・施規68条）[24]。

ここで，分配可能額[25]が，マイナスである場合を「欠損」があるといい，その場合のマイナスの額の絶対額を「欠損の額」という（447条1項・309条2項9号括弧書・施規68条）[26]。

欠損の額の算定日は，承認特則規定（439条前段，計規135条）[27]の適用のない会社では，「資本金」の額の減少を決議する定時株主総会の日，承認特則規定の適用のある会社では，436条3項による取締役会の承認があった日（すなわち，計算書類[28]および事業報告ならびにこれらの附属明細書を承認する取締役会の日）である（309条2項9号ロ括弧書）。

この場合も常に債権者異議手続は必要である（「資本金」の額の減少は，449条1項但書に該当しない（下記Ⅲ．3．参照））。

準備金の減少額の全額を欠損てん補に充てる場合（下記Ⅲ．2．(2)(イ)）と比べて，①定時株主総会でなければならず定時株主総会以外では不可である点，②分配特則規定（459条・計規155条）[29]の適用がある会社においても，436条3項の取締役会決議ではなく，定時株主総会における普通決議が必要である点，③常に債権者異議手続きが必要な点で，手続がより厳しい。

(イ) 準備金の減少額の全額を欠損てん補に充てる場合（⑫⑦′の場合）

準備金（「資本準備金」または「利益準備金」）を減少してその全額を欠損てん補に充てる場合は，分配特則規定の適用がない株式会社では，原則どおり，株主総会（定時株主総会以外でも可）の普通決議で，減少する準備金の額（448条１項１号）および準備金の額の減少の効力発生日（448条１項３号）を定めなければならない（448条１項・309条１項）。

しかし，分配特則規定の適用がある会社では，株主総会の普通決議に代えて，436条３項の取締役会（計算書類および事業報告ならびにこれらの付属明細書を承認する取締役会）の決議によって（459条１項本文２つ目の括弧書）[30]，これらを定めることができる（459条１項２号，449条１項２号，448条１項１号・３号）。

なお，準備金を減額してその全額を欠損のてん補に充てる場合，上記の決議を，定時株主総会の普通決議（分配特則規定の適用がある会社では，436条３項の取締役会決議でも可（459条３項））によって行う場合には，債権者異議手続は不要である（449条１項但書・459条１項２号）（下記Ⅲ．３．⑵参照）。

「資本金」を減額してその全額を欠損てん補に充てる場合（上記Ⅲ．２．⑵㈠）と比べて，①株主総会であれば，定時株主総会以外の普通決議で足りる点，②分配特則規定の適用があれば436条３項の取締役会の決議でも足りる点，③定時株主総会の普通決議（分配特則規定の適用がある会社では，436条３項の取締役会決議でも可）を行う場合には債権者異議手続きが不要な点で，手続が簡易である[31]。

⑶　剰余金の処分として「その他資本剰余金」を「その他利益剰余金」のマイナスに充てる場合（⑬の場合）

剰余金の処分（452条）として「その他資本剰余金」を「その他利益剰余金」のマイナスに充てる場合（上記Ⅲ．１．⑷㈢参照），株式会社は，ⓐ増加する剰余金の項目，ⓑ減少する剰余金の項目，ⓒ処分する各剰余金の項目に係る額を定めなければならない（452条後段，計規153条

1項)。

この決定は，分配特則規定の適用のない会社では，株主総会の普通決議を必要とするが（452条前段，309条1項)，分配特則規定の適用のある会社では，取締役会決議でよい（459条1項3号)。この取締役会は，通常の取締役会でよく，436条3項の取締役会決議である必要はない[32]。

なお，この場合，債権者異議手続は必要ない（449条は「資本金」または準備金の減少の場合のみを対象としている)。

3．債権者異議手続に関するルール

(1) 原則

図2において，矢印（実線の矢印のみならず二重線の矢印および点線の矢印を含む）が下向きの場合，すなわち，拘束力のより強い項目から拘束力のより弱い項目に額を振替える場合（①③⑤⑦⑪⑫⑦′の場合）に限り，準備金減少額全額を欠損てん補に充てる場合（⑫⑦′の場合）に関する唯一の例外（下記Ⅲ．3．(2)参照）を除いて，債権者異議手続が必要である（449条1項)[33]。

株主総会の決議等で定めた効力発生日（447条1項3号，448条1項3号）が到来しても，債権者異議手続が終了していないときは，「資本金」・準備金の額の減少の効力は発生せず，会社（取締役・執行役により可能）は効力発生日を変更しなければならない（449条6項・7項)[34]

債権者異議手続（「債権者保護手続」ともいう）の概要は次のとおりである（449条)[35]。

① 官報への公告，かつ，知れている債権者への各別の催告（449条2項)。官報のほか日刊新聞紙による公告（939条1項2号）または電子公告（939条1項3号）をする場合は各別の催告は不要（449条3項)。

② 債権者が一定期間内（1ヶ月以上）に意義を述べなかった場合，「資本金」・準備金の額の減少について承認したものとみなす（449条4項)。

③　債権者が異議を述べた場合は，(イ)弁済，(ロ)相当の担保提供または(ハ)信託会社等への相当の財産の信託をしなければならない。ただし，当該「資本金」・準備金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがない場合は，その必要はない（449条５項）。

(2)　唯一の例外（準備金の減少額の全額を欠損てん補に充てる場合（⑫⑦′）

上記ルールには，１つだけ，次の例外がある。

定時株主総会の普通決議（分配特則規定の適用がある会社では，436条３項の取締役会決議でも可（459条３項））によって，（「資本金」の額は減少しないで）準備金の額のみを減少して，その減少額の全額を欠損てん補に充てるときは，債権者異議手続を要しない（449条１項但書）[36]。

ここで，分配可能額[37]が，マイナスの場合を「欠損」があるといい，その場合のマイナスの額の絶対額を「欠損の額」という（449条１項但書・計規151条）[38]

欠損の額の算定日は，承認特則規定（439条前段，計規135条）の適用がない会社では準備金の額の減少を決議する定時株総会の日，承認特則規定の適用のある会社では436条３項の取締役会の承認があった日である（449条１項２号）。

Ⅳ．５項目の額の増減に関する５項目間の額の振替え以外の主なルール

５項目の額の増減に関するルールのうち，上記Ⅲ．で述べた５項目間の額の振替えに関するルール以外の主なルールは次のとおりである[39]。

１．設立または株式の発行の場合

株式会社の設立または株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込みまたは給付をした財産の額は，（当該財産の額を資産の部の当該財産に該当する項目において増額するとともに，）原則として「資本金」に計上する（445条１項）。ただし，その額の２分の１を超えない額は，「資

本準備金」として計上することができる（445条２項・３項）。

この場合，実際に会社外からの会社財産の流入（貸借対照表上は，資産の部の該当項目の額の増加）を伴っている点が，５項目間の額の振替えとは異なる。

２．剰余金の配当[40]の場合

株式会社は，次のルールを満たすことを前提として，「その他資本剰余金」の額または「その他利益剰余金」の額から，剰余金の配当をすることができる（453条，454条，446条６号，計規23条１号イ・２号イ）。

(1)　「その他資本剰余金」・「その他利益剰余金」から「資本準備金」・「利益準備金」への振替え

剰余金の配当をする場合には，(ア)(A)剰余金を「その他資本剰余金」から配当する場合は，「その他資本剰余金」をその配当額だけ減額する（同時に資産の部の配当財産に該当する項目からその配当額を減額する）ことに加え，(B)その配当額の10分の１を「その他資本剰余金」から「資本準備金」に振替え（445条４項，計規22条１項２号・23条１号ロ），(イ)(A)剰余金を「その他利益剰余金」から配当する場合は，「その他利益剰余金」の額をその配当額だけ減額する（同時に資産の部の配当財産に該当する項目からその配当額を減額する）ことに加え，(B)その配当額の10分の１を「その他利益剰余金」から「利益準備金」に振替えなければならない（445条４項，計規22条２項２号・23条２号ロ）。

ただし，「資本準備金」と「利益準備金」の合計額が「資本金」の４分の１に達している場合は，それ以上振替えることはできない（計規22条１項１号・２項１号）。

剰余金の配当において，上記(ア)(A)の「その他資本剰余金」の減額および(イ)(A)の「その他利益剰余金」の減額は，実際に会社外への会社財産の流出（貸借対照表上は，資産の部の該当項目の減少）を伴っている点が５項目間の額の振替えとは異なる。

一方，上記(ア)(B)の「その他資本剰余金」から「資本準備金」への振替えおよび(イ)(B)の「その他利益剰余金」から「利益準備金」への振替えは，「純資産の部」の「株主資本」の中における項目間の額の振替えにすぎず，会社財産の流出も流入も伴っていない点で，上記Ⅲ．の５項目間の額の振替えと同様である。

(2)　分配可能額による規制

配当額は，「分配可能額」の範囲内でなければならない（461条１項）。

「分配可能額」の算出方法は，461条２項に定められている。同条によれば，「分配可能額」は，446条に基づいて算出した「剰余金の額」（すなわち，配当の効力発生日の剰余金の額のことで，その値は，最終事業年度の末日の「その他資本剰余金」の額プラス「その他利益剰余金」の額に最終事業年度の末日後配当の効力発生日までの剰余金の額の増減を反映させた額である（上記Ⅱ．３．(4)参照））に，461条２項２号に定める額を加算し，461条２項３号から５号までの額および６号の省令委任により計算規則158条に定める額を減じて算出する[41]。

例えば，最終事業年度の末日後配当の効力発生日までの間に剰余金の額の変動がなく，臨時計算書類を作成しておらず，自己株式を処分しておらず，かつ，計算規則158条に定める額を算定しなくてもよいと仮定すれば，配当の効力発生日において，

「分配可能額」＝「その他資本剰余金」の額＋「その他利益剰余金」の額－「自己株式の帳簿価額」

となる[42]。

ここで，「その他資本剰余金」の額および「その他利益剰余金」の額は，配当の効力発生日の額であるが，最終事業年度の末日後剰余金の額の変動がないとの仮定の下では，その値は，それぞれの最終事業年度の末日の値に等しい（上記Ⅱ．３．(4)参照）。

また，「自己株式」の勘定はマイナス項目であるが，ここでいう「自己株式の帳簿価額」とは，マイナス記号を除いた数字，すなわち，絶対

値のことである。この「自己株式の帳簿価額」も，配当の効力発生日の値であるが，最終事業年度の末日後自己株式の取引がないと仮定すると，その額は，最終事業年度の末日の値に等しい[43]。

(3)　純資産額による規制

株式会社の純資産額が300万円を下回る場合には，剰余金の配当を行うことができない（458条）[44]。

3．当期純利益または当期純損失が発生した場合（「その他利益剰余金」の増加または減少）

当期純利益が生じた場合は，当該当期純利益金額を「その他利益剰余金」に増加し（計規29条１項２号），当期純損失が生じた場合は，当該当期純損失金額を「その他利益剰余金」から減少する（計規29条２項３号）。

4　組織再編行為の場合

吸収合併，新設合併，吸収分割，新設分割，株式交換または株式移転に際して「資本金」または準備金として計上すべき額は，法務省令で定められている（445条５号，計規35条～42条・45条～52条）[45]。

Ⅴ　おわりに

資本金の額等の範囲について，どの程度まで深く学生が学習し理解するべきであるかについては明確ではない面があるが，少なくとも本稿の本文に記載した事項については，十分に理解し，かつ記憶することが求めれらていると思われる。

図２は，学生の記憶を助ける意図もあって，本稿の本文に記載した内容を，図を利用して一覧にしたものである。教員や学生の方々が，授業や学習に役立てていただければ幸いである[46]。

注

1　法科大学院における会社法の授業には，法律的な考え方を十分に時間をかけて学生に学習させることに重点を置くべき部分の他に，限られた学習時間の中で，当面まずは現行の制度を短時間で理解させることに重点をおかざるをえない部分が存在することは，ある程度認めざるを得ない。

「資本金の額等の範囲」は，どちらかといえば後者の部分に属するといえよう。この範囲は，重要な部分であり，2010年９月付けで公表された法科大学院における「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：商法」（以下，「コア・カリキュラム」という。）においても，この範囲について次のことが求められている。

＜コア・カリキュラム＞　第１編　会社法　第３章　株式会社　３―５　計算　３―５―５　資本金および準備金

○「資本金」および「準備金」（法定準備金）とはどのようなものか，理解している。

○資本金または準備金が増加する場合と減少する場合，および資本金または準備金を株主総会決議によって減少する場合に必要とされる会社法上の手続について，理解している（なお，必要とされる債権者異議手続については，３―７―２―２―４の項目参照）。

○「欠損の額」（会社法449条１項２号，会社計算規則151条）とは何かを理解している。

○資本金減少の無効を主張するためには資本金減少無効の訴えという方法によらなければならないことを理解し，資本金減少無効の訴えの無効原因・原告適格・被告・提訴期間・無効判決の効力について，説明することができる。

なお，「３―７―２―２―４　債権者異議手続」では，次のことが求められている。

＜コア・カリキュラム＞　３―７―２―２―４　債権者異議手続

○合併において，債権者異議手続が定められている理由について説明することができる。

○債権者に異議を述べる機会を付与するため，合併当事会社はどのような事項を公告し知れている債権者に各別に催告しなければならないかを理解し，合併当事会社が，知れている債権者への各別の催告を要しないのはどのような場合かについて，説明することができる。

○債権者が異議を述べることのできる期間内に吸収合併に異議を述べたとき，会社はどのような措置をとらなければならないか，およびそのような措置をとらなくてもよいのはどのような場合か，について理解し，債権者が異議を述べることができる期間内に異議を述べなかった場合の効果について，説明することができる。

以上のように重要であるにも関わらず，①「資本金の額等の範囲」は会社法の条文のみでは制度の全体がわからず，会社法と計算規則を一体として学ばなければ理解できないこと，②30コマで会社法全体を教えるとする場合，この範囲に避ける時間は，

多くても１コマ程度に過ぎないこと，③法科大学院で学ぶ学生は必ずしも会計学の基礎を学習済みだとは限らないため，この範囲を学生の自習に任せるには適さないことなどから，この範囲は，教師にとっては限られた時間内では教えづらく，学生にとっても苦手としている者が少なくない。

本稿は，この範囲を短時間で，学生が理解し記憶しやすい形で教授する工夫の一例である。

なお，本稿で扱う事項に関する主な教科書の該当頁は以下のとおりである。

① 伊藤靖史・大杉謙一・田中亘・松井秀征『Legal Quest 会社法〔第２版〕（補訂）』261-271頁（有斐閣，2012）

② 神田秀樹『会社法〔第十五版〕』268-279頁（弘文堂，2013）

③ 弥永真生『リーガルマインド　会社法　第13版』388-398頁（有斐閣，2012），

④ 江頭憲治郎『株式会社法　第４版』606-647頁（有斐閣，2011）

2　会社法施行日（2006年５月１日）以後に終了する事業年度から適用された貸借対照表においては，従来の「資本の部」に代えて「純資産の部」が設けられた（企業会計基準委員会の企業会計基準第５号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準〔2005年12月９日。改正2009年３月27日（修正2012年５月17日）〕参照）。「純資産の部」は，いわゆる差額概念に基づいている。旧商法における貸借対照表は，事業運営上取得されることとなった資産と，その調達原資である（返済義務のある）負債と（株主に属する）資本を表すという考え方に基づいていたが，新しい制度や会計基準が創設されるに伴い，従来からの概念では律することができないものが生じるようになった。

例えば，「新株予約権」は権利行使された場合に資本になるが，権利行使されない可能性もあり，権利行使されない場合は利益に計上される。オプションとしての性格から，負債でも資本でもないものとみることができる。また，「土地再評価差額金」や「その他有価証券評価差額金」についても，時々刻々変動する時価による評価の結果認識される評価差額を株主に帰属するものととらえることは困難である。ヘッジ会計の適用の結果生じる「繰延ヘッジ損益」は，損益計算の観点から資産または負債に繰り延べられてきた項目であるが，資産性または負債性を有しないものと考えられる。

このように，新しい制度や会計基準により負債でも資本でもないものが少なからず生じることになったことから，資産，負債および資本という分類が実態に適合しにくくなっていたことが，「資本の部」から「純資産の部」に改正された背景である。「資本の部」イコール株主に帰属するものという考え方から，「純資産の部」イコール資産と負債の差額という考え方に変更した結果，「純資産の部」のもとでは，資産性のあるものおよび負債性のあるものを除いて，すべて「純資産の部」に表示される。

したがって，「純資産の部」のなかには，株主に直接帰属するものと，そうでないものが一緒に表示されることになる。そこで，株主に直接帰属すると考えられるもの，具体的には「資本金」，資本剰余金（「資本準備金」および「その他資本剰余金」），利益剰余金（「利益準備金」および「その他利益剰余金」）ならびに「自己株式」（マイナスの株主資本）を「株主資本」という区分で表示し，それ以外のものについては，

「評価・換算差額等」,「新株予約権」というように別の区分で表示している（太田達也『「純資産の部」完全解説―「増資・減資・自己株式の実務」を中心に―〔第３版〕』３－４頁（税務研究会出版局，2013））。

3　「純資産の部」の各項目の詳細な説明については，江頭・前掲注(1)606-618頁参照。

なお，貸借対照表の「純資産の部」または旧商法における「資本の部」に相当する部分をどのような項目（勘定科目）によって構成するかは，各国によって異なっており，また日本においても，変遷がある。諸外国の状況および日本における変遷については，弥永真生『「資本」の会計』（中央経済社，2003）（特に139-167頁）参照。同書によれば,「貸借対照表上，資本剰余金（capital surplus）あるいは利益剰余金という区分がなされている国は，主要国には，見当たらない」（同148頁）。また,「法定準備金制度を採用しているヨーロッパ諸国において，資本剰余金，利益剰余金という項目を資本の部に設け，かつ資本剰余金の１項目として資本準備金を，利益剰余金の１項目として利益準備金をあげている国は見当たらないようである。……そして，日本のような法定準備金制度を有しない国でも，資本準備金の部，利益剰余金の部という区分をする国はヨーロッパには見当たらない」（同155頁）とのことである。会社法制定後の純資産の部の各項目の会計処理およびこれまでの経緯については，石川鉄郎・北村敬子編著『資本会計の課題』（中央経済社，2008）（特に47-56頁），稲葉威雄「資本・剰余金分配規制」稲葉威雄・尾崎安央『改正史から読み解く会社法の論点』（271-303頁）（中央経済社，2008）参照。

4　これらの各項目をその内容によって厳密に定義することは困難であり，各項目の説明としては，本稿で述べるような各項目に課せられたルールによって説明している場合が多い。例えば,「資本金と資本剰余金は，設立や株式の発行の際に（つまり出資の際に）株主が会社に払い込んだ金額（払込資本）に相当するものである。資本剰余金は，資本準備金とその他資本剰余金に区分される」,「利益剰余金は，会社がそのような払込資本（及び負債）によって調達した会社資産をもとに上げた利益に相当する。利益剰余金は，利益準備金とその他利益剰余金に区分される」（伊藤他・前掲注(1)249頁））と説明される。

5　本稿では，項目Ａの額を減少し項目Ｂの額を増加することを，項目Ａから項目Ｂへの「振替え」とよび，そのような会計処理をすることを項目Ａから項目Ｂに「振り替える」と表現する。

6　例えば，株式発行の無効・自己株式処分の無効・合併等の組織再編行為の無効の判決の確定（840条・841条・843条・844条）および株式の引受け等に係る意思表示の無効・取消しによっては，資本金の額は減少しない（計規25条２項）（江頭・前掲注(1)610頁）。

7　資本金の額は登記事項ではあるが（911条３項５号），定款の絶対的記載事項ではない（27条）。

8　「剰余金の額」は,「分配可能額」（461条２項。下記Ⅳ．2．(2)参照）の算出の基礎として用いられる（446条１項，461条２項１号）。会社法は，剰余金の配当のほか自己株式の取得の多くについて，当該行為により株主に対し交付される財産（金銭等）

の帳簿価格の総額は，当該行為が効力を生ずる日（464条の場合は金銭の支払の日）における「分配可能額」を超えてはならないものとしている（461条・464条）（江頭・前掲注(1)624頁）。以下，これら「分配可能額」による規制の対象となる行為を「剰余金の配当等」という。

なお，自己株式の取得であっても，「分配可能額」による規制の対象とならないものもある。例えば，単元未満株式の買取り（155条７号・192条１項）は当該規制の対象となっていない。これは，単元未満株主の投下資本の回収の機会を保証する必要があるからである（江頭・前掲注(1)254頁）。また，会社の組織再編行為（469条１項・785条１項・797条１項・806条１項）における反対株主の株式買取請求による自己株式の取得の場合も，会社が当該行為を行う必要性の高さと反対株主の保護を両立させるためやむを得ない措置として当該規制の対象となっていない（江頭・前掲注(1)256頁）。

9　446条１号に定める額が，最終事業年度の末日における「その他資本剰余金」の額プラス「その他利益剰余金」の額となる計算過程は次のとおりである（「イ・ロ・ハ・ニ・ホ」はそれぞれ，446号１号のイからホに定める金額を表している）（伊藤他・前掲注(1)270頁注(2)，小出篤「会社法のための会計入門」田中亘編著『数字でわかる会社法』125-126頁（有斐閣，2013）。

・446条１号本文より：

446条１号の計算結果＝イ＋ロ－ハ－ニ－ホ　…①

・また，計算規則149条より：

ホ＝（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）－「その他資本剰余金の額」－「その他利益剰余金の額」　…②

・②を①に代入して，

446条１号の計算結果＝イ＋ロ－ハ－ニ－ホ

＝イ＋ロ－ハ－ニ－｛（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）－「その他資本剰余金の額」－「その他利益剰余金の額」｝

＝イ＋ロ－ハ－ニ－イ－ロ＋ハ＋ニ＋「その他資本剰余金の額」＋「その他利益剰余金の額」

＝「その他資本剰余金の額」＋「その他利益剰余金の額」となる。

なお，会社法446条１号が単純に，「剰余金の額」＝「その他資本準備金の額」＋「その他利益準備金の額」と規定しなかった理由について，立法担当者は次のように説明している（引用文中の「法」とは「会社法」，「現行商法」とは，「旧商法」のことである）。「法446条１号が現行商法290条１項と同様の規定の設け方をしているのは，従来の伝統的な配当可能利益に対する考え方を尊重しようという法制的な理由によるものである。しかし，会社法施行後，資本の部が純資産の部に変わるなど，資本が差額概念であることが一層明確化されるとともに，各種の評価差額金等分配可能額の算定上，その取扱いが難しいものが増加するという傾向にある。そこで，計算規則では，上記のように端的に，いわゆる剰余金を，「剰余金」とすることにしたものである。」（郡谷大輔「会社法施行規則（計算関係）及び会社計算規則について」経営財務

№2765〔2006.4.3〕，98頁）。また，神田・前掲注(1)279頁は，「立法時に会計処理が未定であったという理由によるものと推測される。」と述べている。

10　最終事業年度の末日後の剰余金の額の変動要因は，446条２号～７号および計算規則150条１項が定めている。それらの要因が剰余金の額を変動させる理由は次のとおりである（太田前掲注(2)187-191頁参照）。

①　自己株式を処分した場合は，自己株式処分差益は「その他資本剰余金」の増加となり，自己株式処分差損は，「その他資本剰余金」の減少となる（446条２号）。

なお，この場合，「剰余金の額」は変動するが，通常は，分配可能額（下記Ⅳ．２．(2)参照）は変動しない。この場合の分配可能額の増加額（461条２項３号の額〔自己株式の帳簿価格が減少した分〕プラス446条２号の額）と減少額（461条２項４号の額）が同じだからである（伊藤他・前掲注(1)270頁注(3)。詳しくは，下記注(41)参照）。

②　「資本金」の額を減少して「資本準備金」に振替えなかった額は，「その他資本剰余金」の額の増加となる（446条３号）。

③　「資本準備金」の額を減少して「資本金」に振替えなかった額は「その他資本剰余金」の額の増加となり，「利益準備金」の額を減少して「資本金」に振替えなかった額は「その他利益剰余金」の額の増加となる（446条４号）。

④　自己株式の消却をした場合は，「自己株式」（マイナス勘定）の絶対額を減少させるとともに「その他資本剰余金」の額を同額だけ減少させる（446条５号・計規24条３項）。

⑤　剰余金の配当をした場合は，配当を「その他資本剰余金」から行ったときは「その他資本剰余金」の額の減少となり，配当を「その他利益剰余金」から行ったときは，「その他利益剰余金」の額の減少となる（446条６号，計規23条１号イ・２号イ）。

⑥　「その他資本剰余金」の額を減少して「資本金」または「資本準備金」の額を増加した場合は，「その他資本剰余金」の額が減少する。「その他利益剰余金」の額を減少して「資本金」または「利益準備金」の額を増加した場合は，「その他利益剰余金」の額が減少する（計規150条１項１号）。

⑦　剰余金の配当を「その他資本剰余金」から行い，その10分の１の額を「資本準備金」に振替えた場合は，同額だけ「その他資本剰余金」が減少する。また，剰余金の配当を「その他利益剰余金」から行い，その10分の１の額を「利益準備金」に振替えた場合は，同額だけ「その他利益剰余金」が減少する（計規150条１項２号）。

⑧　吸収型再編（吸収合併，吸収分割，株式交換）があった場合に，それに伴う自己株式の処分差損益については，規定上はすべて相殺規定が設けられており，計算規則150条１項３号によって自己株式の処分に伴う剰余金の変動をいったん除外し，計算規則150条１項５号によって吸収型再編に伴う純粋な剰余金の増加額を加算する構造になっている（計規150条１項３号・５号）。

⑨　計算規則150条１項４号は，無対価の吸収分割において，吸収分割会社から吸収分割承継会社への剰余金の引継ぎを行うケースを想定しており，その場合は，吸収

分割承継会社において剰余金が増加する一方において，吸収分割会社において剰余金が減少する。その吸収分割会社における剰余金の減少額を剰余金の算定において控除すべきとされている（計規150条１項４号）。

⑩　株式会社の成立のときにおける現物出資財産に価額が定款に定めた価格に著しく不足する場合の発起人の支払義務，不公正な払込金額で株式（または新株予約権）を引き受けた者の支払義務が履行された場合には，「その他資本剰余金」の額が増加する（計規150条１項６号・21条）。

11　例えば，江頭・前掲注(1)613頁は，「剰余金は，株主に対する分配可能額を算出する出発点となる数値であり（会社461条２項１号・446条），『その他資本剰余金』および『その他利益剰余金』から成る。」とする。

12　「剰余金の配当」の意味については，下記注(40)参照。

13　「資本と利益の区分の原則」は会社法には定められていないが，計算規則26条・27条・28条・29条がこの原則を反映させている。計算規則のこれらの規定は，会計基準上の資本剰余金と利益剰余金の峻別（『企業会計原則』第一，三）という観点から加えられたものである（弥永真生『コンメンタール　会社計算規則・商法施行規則〔第２版〕』243頁（商事法務，2009））。

すなわち，「資本金」および資本剰余金（「資本準備金」および「その他資本剰余金」）は，実際に株主が拠出した部分（払込資本）に由来するものであり，利益剰余金（「利益準備金」および「その他利益剰余金」）は，払込資本から生み出された利益の留保部分（留保利益）に由来するものであるが，この払込資本と留保利益との区別は，会社法による配当規制の観点からは特に必要ない。しかしながら，企業会計の下での情報開示の要請（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準28項参照）から，計算規則でもこの区別が採用されたものである（相沢哲編著『Q&A　会社法の実務論点20講』126頁（金融財政事情研究会，2009）

他方，「資本金」・法定準備金（「資本準備金」・「利益準備金」）と「その他資本剰余金」・「その他利益剰余金」との区別は，企業会計の要請ではなく，もっぱら会社法による配当規制の観点から設けられたものである。すなわち，「資本金」・法定準備金は，分配可能額（461条２項）算定の基礎となる剰余金には含められないが，「その他資本剰余金」・「その他利益剰余金」は，剰余金を構成するという違いがある（446条１号・計規149条）（相沢・同126-127頁）。

14　「資本と利益の区分の原則」を厳格に適用すべきとする立場からは，利益グループである「利益準備金」または「その他利益剰余金」から資本グループである「資本金」への振替えは認められないとする余地もありうる。したがって，会社法の制定後，2009年の計算規則の改正（平成21法務７号）に至るまで，計算規則48条（現行25条）１項１号には，「資本金」に組み入れることができる準備金を「資本準備金」に限定する趣旨と思われる括弧書が書かれており，また同条１項２号には，「その他利益剰余金」の「資本金」への組入れを認めない趣旨と思われる括弧書が書かれていた（江頭・前掲注(1)613頁注(13)・617頁注(24)）。

しかし，それに対しては，次のような批判がなされた。

「会社計算48条１項１号は，『法第448条の規定により準備金（資本準備金に限る。）の額を減少する場合』と限定されており，資本金に組み入れることができる準備金を資本準備金に限り，利益準備金の資本金への組み入れを認めない趣旨のようである。しかし，会社法448条１項２号には，資本金に組み入れることができる準備金の範囲を法務省令により限定できる旨の文言はないから，当該法務省令の制限は，法律に反する無効なものであると疑われる」（江頭憲治郎『株式会社法〔第２版〕』599頁注⒀（有斐閣，2008）。

「会社計算48条１項２号は，剰余金の資本金への組入れにつき，『減少する剰余金の額（その他資本剰余金に限る。）』と規定されており，これは，その他利益剰余金の資本金への組入れを認めない趣旨のようである〔相澤哲ほか編『論点解説新会社法』547頁（商事法務，2006）〕。しかし，会社450条１項には，資本金に組入れることができる剰余金の範囲を法務省令により限定できる旨の文言はなく，当概法務省令の制限は，法律に反する無効なものである疑いが濃い。当該法務省令の規定の立法理由は，その他剰余金が資本金を経由してその他資本剰余金に入ることを防止すること（利益と資本との峻別）にあると伝えられるが（相澤哲＝郡谷大輔＝和久友子「会計帳簿」商事1764号26頁〔2006〕），会計学にもここまで潔癖な利益と資本との峻別論は従来存在しなかったこと……および，実務においてその他利益剰余金の資本金への組入れのニーズがあること（……とくに中小会社においては，そのニーズは小さくない）に鑑みると，そのような形の利益と資本との峻別の必要性自体，立法論として疑わしい……」（江頭・同603頁注⒇）。

このような批判を踏まえて，2009年の計算規則の改正により当該括弧書は削除され，「利益準備金」および「その他利益剰余金」の「資本金」への組入れも可能であることが明確になった（江頭・前掲注⑴613頁注⒀・617頁注⒇）。

こうして，利益グループの項目から資本グループの項目への振替えについて，利益グループの「利益準備金」または「その他利益剰余金」から資本グループのうちの「資本金」への振替えは例外的に認められることとなったが，「資本金」以外の，「資本準備金」または「その他資本剰余金」への振替えは認められていない。また，資本グループの項目（「資本金」，「資本準備金」または「その他資本剰余金」）から利益グループの項目（「利益準備金」または「その他利益剰余金」）への振替えについては，原則として認められておらず，認められているのは，後述（本文Ⅲ．１．⑶⑷）のとおり①全額を欠損てん補に充てる場合にのみ「資本金」または「資本準備金」から「その他利益剰余金」への振替えが認められ，また，②利益剰余金のマイナスをてん補する場合にのみ「その他資本剰余金」から「その他利益剰余金」への振替が認められる（通説）という，きわめて例外的な場合のみである。したがって，「資本と利益の区分の原則」は原則として維持されていると考えられる。

15　「欠損のてん補」の意味については，本文下記Ⅲ．２．⑵㈦を参照。

16　具体的には，「資本金」から一定の額を減額し，同額を「その他利益剰余金」の中の一項目である「繰越利益剰余金」のマイナスに充当する（太田・前掲注⑵546-547頁）。

17　具体的には，「資本準備金」または「利益準備金」から一定の額を減額し，同額を「繰越利益剰余金」のマイナスに充当する（太田前掲注(2)545頁）。

18　森本滋・弥永真生編『会社法コンメンタール11―計算等〔２〕』108頁〔小林量〕（商事法務，2010）。

19　森本他・前掲注⒅108-109頁，113頁。

なお，自己株式の処分・消却により，「その他資本剰余金」が減額される場合（計規14条２項１号・24条３項）に，これにより「その他資本剰余金」の残高がマイナスとなった場合には，期末に「その他利益剰余金」（繰越利益剰余金）からの振替えによりそのマイナスがてん補される（企業会計基準委員会・企業会計基準第１号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」9-11・40-43）（計規27条３項・29条３項）が，この処理は会計基準に基づき期末に計算書類の作成に際してあらかじめなされるものであり，452条の適用範囲外のものである（森本他・前掲注⒅109頁。相澤哲他・後掲注⒇27頁参照）。この場合の「その他利益剰余金」から「その他資本剰余金」への振替えは，図２では記載していない。

20　江頭教授は「資本取引と損益取引を区別する考えから，その他資本剰余金をその他利益剰余金に振り替えることは認められない」（企業会計基準委員会・企業会計基準第１号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」19〔2002〕）。「もっとも，その他利益剰余金がマイナスの場合にその他資本剰余金でてん補することは可能である（同基準・61）。」とされる（江頭・前掲注(1)615頁注⒃）。

同じく肯定説の立場から，太田・前掲注(2)536-537頁は，次のように述べている。

「その他資本剰余金を減少して，利益剰余金のマイナスに充当することは，……資本と利益の混同には当たらない。手続上は，『欠損てん補のための任意積立金の取崩』と同様に，会社法452条に規定する剰余金の処分によって行う。したがって，具体的には，株主総会の決議（普通決議）によって，剰余金の処分の額その他の法務省令で定める事項を定めて行うが，法務省令で定める事項は，①増加する剰余金の項目，②減少する剰余金の項目，③処分する各剰余金の項目に係る額である（計算規則153条１項）。」

「その他資本剰余金は，繰越利益剰余金のマイナスに充当することができる。企業会計基準第１号『自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準』（以下『自己株式等会計基準』）において，資本剰余金の利益剰余金への振替は原則として認められないとしているが（自己株式等会計基準第19項・60項），利益剰余金がマイナスのときに『その他資本剰余金』で補てんするのは，資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらないと考えられるとしている（自己株式等会計基準第61項）。」

「自己株式会計基準は，混同に当たらない理由として，『利益剰余金が負の残高のときにその他資本剰余金で補てんするのは，資本剰余金と利益剰余金の混同にはあたらないと考えられる。もともと払込資本と留保利益の区分が問題になったのは，同じ時点で両者が正の値であるときに，両方の間で残高の一部または全部を振り替えたり，一方に負担させるべき分を他方に負担させるようなケースであった。負の残高になった利益剰余金を，将来の利益を待たずにその他資本剰余金で補うのは，払込資本に生

じている毀損を事実として認識するものであり，払込資本と留保利益の区分の問題にはあたらないと考えられる。』としている。」

「繰越利益剰余金のマイナスが生じていて，かつ，利益準備金や任意積立金が存在している場合に，『その他資本剰余金』からの振替で繰越利益剰余金のマイナスに充当すると，利益剰余金のマイナス額を超えて補てんしたことになり，この会計基準に反する結果となる。『その他資本剰余金』でてん補して利益剰余金がプラスになることは認められないので，利益準備金や任意積立金が存在する場合には，それらを先に取り崩して利益剰余金のマイナスに充当しなければならない場合も生じうる。」「『その他資本剰余金』でてん補した結果，利益剰余金がプラスになることは，会計基準に明らかに反する。利益剰余金のマイナスの金額の範囲内でしか『その他利益剰余金』のからのてん補は認められない。」

立法担当者も，以下のとおり肯定している。

「計算規則は，……会社法の規定として積極的に利益と資本との混同を許容する規定は設けないこととしている。他方，次のような場合には，利益と資本とを表示上振り替えるという行為が行われる場合がある。……

②いわゆる欠損，その他利益剰余金がマイナスとなっている場合において，その他資本金剰余金が存するときは，これを繰り入れるという処理。

計算規則では，これらの処理を積極的に規律することはしていないが，……②については，計算規則52条１項３号（筆者注：旧計算規則52条１項３号は，現計算規則29条１項３号に相当）の規定を設けることにより，企業会計の慣行として許容される限り，そのような処理をも認める余地を残している」（相澤哲・郡谷大輔・和久友子「会計帳簿」商事法務1764号27頁（商事法務，2006．4．15）。

しかし，弥永教授は，上記の通説に対して「452条に基づいてその他資本剰余金額を減少させて，欠損金額を減少させることができると解するのが通説であるが，会社計算規則27条２項および29条１項の規定の文言や31条１項４号とのバランスからは，できないと解するほうが自然かもしれない」とされる（弥永・前掲注⑴389頁。同教授の見解に関するさらに詳しい説明については，弥永・前掲注⒀252-254頁参照）。

21　図２の①および③の場合に株主総会の特別決議を要する理由については，次のように説明される。

「株主総会の特別決議を要する理由は，基本的に株主の払込財産からなっている資本金を株主に対する分配が可能なその他資本剰余金に変えることは，事業規模の縮小等，会社の基礎に関わる事態（いわば会社の『一部清算』）が生じていることが多いからである」（江頭・前掲注⑴636頁）。「株主総会の特別決議が必要なのは基礎的変更であるからであ」る（神田・前掲注⑴271頁）。「資本金額の減少は，定款変更をともなわないが，株主の利害に重大な影響を及ぼすので，減少する資本金額等について，原則として，株主総会の特別決議を経なければならない」（弥永・前掲注⑴388-389頁）。

22　準備金を減少させて「資本金」に組み入れるとき（②⑨の場合）に株主総会の普通決議を要する理由は，「準備金が減少し，同額だけ資本金の額が増加することは，①

それにより新たに準備金積立ての必要が生じまたは積み立てるべき金額が増加することがありえ，かつ，②欠損が生じた際の塡補の手続が厳格になる点で，株主に対する財産分配が困難になる効果を生じさせるからである」とされる（江頭・前掲注(1)613頁）。

23　この場合に株主総会決議を不要とする制度は，会社法制定前に当時の産業活力再生特別措置置法上の認定計画に従う欠損てん補のための資本金の額の減少について認められていた措置（平成17年改正前産業再生法12条の11第１項）を，会社法に導入したものである（江頭・前掲注(1)639頁注(8)）。

これは，実質的には，株式の発行に際し払込み・給付される財産の額の２分の１以上を資本金に計上するルール（445条１項・２項）を緩和するに等しい（江頭・前掲注(1)639頁）。

24　手続を定時株主総会で行う場合に限定している理由は，欠損の額以下の「資本金」の額の減少であることが要件であるから，その時点の欠損の額が正確に把握される計算書類の確定時に限るためである（江頭・前掲注(1)638頁注(5)）。

また，定時株主総会で「資本金」の額を減少し，その全額を欠損のてん補に充てるときは，株主総会の特別決議でなく普通決議でよい（447条１項・309条２項９号括弧書・施行規則68条）とされる理由は，次のように説明される。

「欠損塡補の場合には，将来の剰余金配当が容易になるだけであり，会社からの財産の流出には直ちにはつながらないため，株主にとって不利益にならない」からである（弥永・前掲注(1)389頁）。「新たに分配可能額を生じさせない資本金の額の減少には，会社の『一部清算』という性格は乏しいからである。」（江頭・前掲注(1)638頁）。「この例外は，欠損塡補をする場合で，従来，準備金について損失処理として定時株主総会の普通決議で行われることが認められてきたものであり，また，資本制度の趣旨（欠損の吸収）にも沿うものであるからである」（神田・前掲注(1)272頁）。

25　「分配可能額」の意味については，本文下記Ⅳ．２．(2)参照。

26　分配可能額がマイナスである場合を「欠損」があるといい，その場合の絶対額を「欠損の額」という旨の結論が309条２項９号括弧書および施行規則68条から導かれる過程は，次のとおりである。

309条２項９号括弧書は，特別決議を要しない場合として，定時総会決議での決議であって，かつ，「第447条第１項第１号の額」（すなわち「減少する資本金の額」。以下「減資額」という）「が……定時株主総会の日（第439条前段に規定する場合にあっては，第436条３項の承認があった日）における欠損の額として法務省令で算定される額を超えないこと」と定めている。

この条文を受けて，施行規則68条は，「欠損の額」は，「ゼロ」または「ゼロから分配可能額を減じて得た額」のうちいずれか高い額であるとする。したがって，「欠損の額」は，分配可能額がプラスのときはゼロ，分配可能額がマイナスのときは，その絶対値となる。たとえば，分配可能額が，プラス１億円の場合は，「欠損の額」は，ゼロか，マイナス１億円（０－１億円＝－１億円）のいずれか高い額であるからゼロとなる。分配可能額がマイナス１億円の場合は，「欠損の額」がゼロか，１億円

（０－（－１億円）＝１億円）のいずれが高い額であるから「欠損の額」は１億円となる。

また，減資額が「欠損の額を超えないこと」(309条２項９号ロ）という条件を満たす場合とは，減資額の全額が欠損のてん補に充てられる場合である。この場合，減資額で「分配可能額」のマイナスを穴埋めしても「分配可能額」はプラスにならないのであるから，剰余金の配当はできず，会社財産の社外流失はない。

27　「承認特則規定」とは，次の要件を満たす場合には，計算書類について定時株主総会の承認を要せず取締役会の承認のみでよいとする規定（439条前段）および臨時計算書類について臨時株主総会の承認を要せず取締役の承認のみでよいとする規定（441条４項但書）のことで，当該両条文による省令委任により施行規則116条５号・７号，計算規則135条が制定されている。

⑴　会計監査人設置会社（２条11号）であること。この要件については，計算書類の場合には明文の規定がある（439条前段)。臨時計算書類の場合には明文の規定はないが，計算規則135条の要件に照らし，適用は会計監査人設置会社に限られると解される（奥島貴康他『基本法コンメンタール会社法２』360頁（日本評論社，2010)。

⑵　取締役会設置会社（２条７号）であること（439条前段・436条３項，計規135条５号)。

⑶　取締役会の承認を受けた計算書類・臨時計算書類が，「法令及び定款に従い株式会社の財産および損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合」であること（439条前段，441条４項但書)。

当該要件として，計算規則135条は次のとおり定めている。

①　計算関係書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（すなわち監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して，当該計算関係書類に係る期間の財産および収益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見（計規126条１項２号イ))が含まれていること（計規135条１号)。

②　会計監査報告に係る監査役，監査役会または監査委員会の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認める意見がないこと（計規135条２号)。

③　監査役会監査報告（または監査委員会の監査報告）の内容が監査役監査報告の内容（または監査委員の意見）と異なるときに付される監査役（または監査委員）の意見が，会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認める意見でないこと（計規128条２項後段・129条２項後段）（計規135条３号)。すなわち，監査役（委員会設置会社の場合は監査委員）のうち一人でも会計監査人の監査結果を相当でないと認めた旨の記載があるときは，438条２項の原則にかえって株主総会の決議が必要となる（439条，計規135条２号・３号)。

④　計算関係書類が計算規則160条３項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと（計規135条４号)。

28　計算書類とは，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表

のことである（435条２項，計規59条１項）。

29 「分配特則規定」とは，３つの要件（①会計監査人設置会社（２条11号）であること（459条１項本文），②取締役の任期が１年以内であること（459条１項本文括弧書），③監査役会設置会社（２条10号）または委員会設置会社（２条12号）であること（459条１項本文１つ目の括弧書））を満たす株式会社は，以下のことを取締役会が決定できる旨を定款で定めることができるとする規定（459条）のことである（江頭・前掲注⑴622頁）。

⑴ 自己株式の取得に関する事項（156条１項）（459条１項１号）

⑵ 準備金を減少してその全額を欠損のてん補に充てること（448条１項１号・３号，449条１項２号）（459条１項２号）。この場合の取締役会決議は，436条３項の取締役会（すなわち，計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書の承認をする取締役会）の決議でなければならない（459条１項本文２つ目の括弧書）。

⑶ 剰余金の項目間の計数の変更に関する事項（452条，計規153条１項）（459条１項３号）

⑷ 剰余金の配当に関する事項（454条１項・４項）（459条１項４号）

また，上記の定款の定めがある場合には，上記⑴から⑷までの事項を株主総会の決議で定めない旨を定款で定めることができる（460条１項）。

ただし，これらの定款の定めは，最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産および損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り，その効力を有する（459条２項，460条２項）。

会社法459条２項および460条２項による省令委任を受けて，施行規則116条12号・13号および計算規則155条が制定されている。計算規則155条は，次の要件を定めている。

① 計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（すなわち監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して，当該計算関係書類に係る期間の財産および収益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見（計規126条１項２号イ））が含まれていること（計規155条１号）。

② 会計監査報告に係る監査役会または監査委員会の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認める意見がないこと（計規155条２号）。

③ 監査役会監査報告（または監査委員会の監査報告）の内容が監査役監査報告の内容（または監査委員の意見）と異なるときに付される監査役（または監査委員）の意見が会計監査人の監査の方法または結果を相当でないと認める意見でないこと（計規128条２項後段・129条１項後段）（計規155条３号）。

④ 計算関係書類が計算規則132条３項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと（計規155条４号）

30 準備金の額の減少による欠損てん補を分配特則規定の適用のある会社が取締役会決議で行う場合は，その取締役会は，436条３項の取締役会に限られる（459条１項本文

２つ目の括弧書)。当該取締役会に限られることから，465条１項の業務執行者の責任を発生させないための準備金の額の減少を取締役会決議で行うことはできない（取締役会で準備金の額の減少を決議する前，すなわち同じ取締役会において計算書類を確定させた時点で，465条１項の責任が生じてしまう（江頭・前掲注(1)643-644頁注(3)）。

31　そのため，通常，準備金の額の減少による欠損のてん補が，資本金の額の減少による欠損てん補に先んじて行われる（江頭・前掲注(1)643頁）。

32　準備金の額の減少による欠損てん補を分配特則規定の適用のある会社が取締役会決議で行う場合は，会社法436条３項の取締役会に限られる（459条１項）（注30参照）のに比べ，剰余金の処分の場合は通常の取締役会でいいという点で手続がより簡易である（江頭・前掲注(1)643頁注(3)）。

なお，剰余金の処分のうち，任意積立金の積立および取崩しについての手続は以下のとおりである（森本他・前掲注(18)112-115頁）。

(1)　定めるべき事項

任意積立金の積立および取崩しの場合も剰余金の処分であるから，株式会社は，(a)増加する剰余金の項目，(b)減少する剰余金の項目，(c)処分する各剰余金の項目に係る額を定めなければならない（452条後段，計規153条１項）。

①任意積立金を積み立てる場合は，(a)増加する剰余金の項目とは，「その他利益剰余金」の中の１項目である任意積立金の該当項目であり，(b)減少する剰余金の項目とは，「その他利益剰余金」の中の１項目である「繰越利益剰余金」である。

②任意積立金を取崩す場合，(a)増加する剰余金の項目とは，「繰越利益剰余金」であり，(b)減少する剰余金の項目とは，任意積立金の該当項目である。

(2)　決定機関

上記の事項の決定には，分配特則規定の適用のない会社では，株主総会の普通決議（309条１項）を必要とするが（452条前段），分配特則規定の適用のある会社では，取締役会決議でよい（459条１項３号）。この取締役会は，通常の取締役会でよく，436条３項の取締役会決議である必要はない。

また，法令または定款の規定により剰余金の項目に係る額の増加・減少をすべき場合は，株主総会決議が不要とされる（計規153条２項１号）。定款の規定による剰余金の項目に係る額の増加・減少とは，例えば，定款の定めに基づく任意積立金の積立て・取崩しが典型である。

さらに，452条前段の株主総会決議によりある剰余金の項目に係る額の増加・減少をさせた場合に，当該決議の定めるところに伴い，同条前段の株主総会の決議を経ないで当該剰余金の項目に係る額の減少・増加をなすべき場合も株主総会決議が不要とされる（計規153条２項２号）。これは，任意積立金を452条に基づき株主総会決議により積立てた場合で，その任意積立金をその決議が定めた積立目的に従って取崩す場合である。

33　これらの場合に債権者異議手続が必要とされるのは，「資本金・準備金の減少は，減少額がその他資本剰余金・その他利益剰余金に繰り入れられる場合はもとより，欠損塡補に用いられる場合であっても，従来不可能だった株主への財産分配が以後

可能となり会社財産の社外流出が容易化する形で，会社債権者に不利益を与える」からであるとされる（江頭・前掲注(1)644-645頁）。

34　江頭・前掲注(1)645頁。

35　債権者異議手続の詳細については，江頭・前掲注(1)645-647頁，森本他・前掲注⒅88-94頁参照。

36　この例外が認められる理由は次のように説明される。

「これは，実質的には，平成17年改正前商法における欠損塡補であり，会社からの財産の流失は生じないし，準備金額が欠損塡補のために減少することは会社債権者も覚悟すべきだからである」（弥永・前掲注(1)393頁）。

「債権者保護手続を省略できるのが定時株主総会で決議する場合に限定されているのは，定時株主総会において欠損の額が確定しているからであり，準備金の減少額の全額を欠損の額に充当する決議であれば，新たな剰余金を発生させることがないため，特に債権者を害するおそれがないからである」（太田・前掲注(2)539頁）。

37　「分配可能額」の意味については，本文下記Ⅳ．２．(2)参照。

38　分配可能額がマイナスである場合を「欠損」があるといい，その場合の絶対額を「欠損の額」という結論が449条１項但書および計算規則151条から導かれる過程は，上記注㉖で述べたところと同様である。449条１項但書が注㉖における309条２項９号括弧書に，計算規則151条が注㉖における施行規則第68条に相当する。

39　本文に記載した場合以外の場合も含めて，５項目の額の増減をもたらす場合を整理すると次のとおりとなる（江頭・前掲注(1)608-616頁，635-647頁参照）。本文で説明していない部分について，四角で囲んだ。

(1)　「資本金」の額の増加（江頭・前掲注(1)608頁）

ア　設立または株式を発行した場合（本文Ⅳ．１．で説明）

イ　「資本準備金」，「利益準備金」，「その他資本剰余金」，「その他利益剰余金」から「資本金」への振替え（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の②④⑨⑩の場合）

(2)　「資本金」の額の減少（江頭・前掲注(1)610頁，636-640頁）

ア　「資本金」より「資本準備金」への振替え（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の①の場合）

資本金の準備金への繰入れは，行うニーズが乏しいとの理由から，会社法制定前には認められていなかったが，とくに禁ずる必要もないことから，会社法制定時に認められた（江頭・前掲注(1)637頁注(1)）。

イ　「資本金」より「その他資本剰余金」への振替え（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の③の場合）

資本金の減少額で，準備金としない額は，欠損の額があればそのてん補に充当され（本文Ⅲ．１．(3)(ア)で説明（図２の⑪の場合）），欠損がない場合には（または欠損てん補後の残高は）「その他資本剰余金」となる（計規27条１項１号）（本文Ⅲ．１．(2)で説明（図２の③の場合）（江頭・前掲注(1)637頁注(1)）。

ウ　「資本金」より「その他利益剰余金」への振替え（本文Ⅲ．１．(3)(ア)で説明。図２の⑪の場合）

(3)　「資本準備金」の額の増加（江頭・前掲注(1)611頁）

ア　設立または株式の発行に際して株主となるものが会社に対し払込み・給付した財産の額のうち資本金として計上されなかった額（445条３項）（本文Ⅳ．１．で説明）

イ　「その他資本剰余金」を原資とする剰余金の配当をする場合に積立てが要求される額（445条４項・計規22条１項）（本文Ⅳ．２．(1)で説明。図２の⑥の場合の一例）

ウ　合併等の組織再編の際に生ずる合併差益等のうち，合併契約等により資本準備金とする旨を定めた額（本文Ⅳ．４．の例）

エ　「資本金」または「その他資本剰余金」を減少した際に「資本準備金」に組み入れる旨を定めた額（447条１項２号・451条１項，計規26条１項）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の①⑥の場合）

(4)　「資本準備金」の額の減少

ア　「資本金」への組入れ（江頭・前掲注(1)613頁）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の②の場合）

イ　欠損てん補目的の場合（江頭・前掲注(1)643頁）（本文Ⅲ．１．(3)(イ)で説明。図２の⑫の場合）

ウ　「その他資本剰余金」への計上（江頭・前掲注(1)644頁）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の⑤の場合）

(5)　「利益準備金」の額の増加（江頭・前掲注(1)611-612頁）

ア　「その他利益剰余金」を原資とする剰余金の配当を行う場合に配当の10分の１を積み立てる場合（本文Ⅳ．２．(1)で説明。図２の⑧の場合の一例）

イ　合併等の組織再編行為の際に消滅会社の「利益準備金」の額を引き継ぐ場合等（計規36条１項・38条１項・47条１項・50条１項）（本文Ⅳ．４．の例）

ウ　「その他利益剰余金」を減少した際に「利益準備金」に組み入れる旨を定めた場合（451条１項・計規28条１項）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の⑧の場合）

なお，会社は，「その他利益剰余金」の処分として，「利益準備金」以外の形（法的には「その他利益剰余金」のまま）の積立金を作ることが少なくない（452条「任意積立金」）（江頭・前掲注(1)612頁）。

(6)　「利益準備金」の額の減少

ア　「資本金」への組入れ（江頭・前掲注(1)613頁）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の⑨の場合）

イ　欠損てん補目的の場合（江頭・前掲注(1)643頁）（本文Ⅲ．１．(3)(イ)で説明。図２の⑦′の場合）

ウ　「その他利益剰余金」への計上（江頭・前掲注(1)644頁）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の⑦の場合）

(7)　「その他資本剰余金」の額の増加（江頭・前掲注(1)614-615頁）

ア　自己株式処分差益（計規14条２項１号・17条２項１号・18条２項１号・40条１項）（本文では説明していない）。

株式会社が自己株式を処分した場合には，処分価格相当額が貸借対照表上の資産の部に計上され，控除されていた純資産の部が回復するが，当該処分は，損益取引でなく資本取引として会計処理される結果，①処分差益（処分価額が取得価額を上回る差額）は，貸借対照表上「その他資本剰余金」に計上され，②処分差損（処分価額が取得価額を下まわる差額）は，まず「その他資本剰余金」の減少として処理され，それで足りない場合には，「その他利益剰余金（繰越利益剰余金）」の減少（当期処理損失の増加）として処理される（企業会計基準委員会・企業会計基準第１号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」９・10・12〔2002〕，計規27条３項・29条３項）（江頭・前掲注(1)262頁）。

イ　財産価格てん補責任等（52条１項・212条１項・285条１項）の履行のため支払われた額（計規21条）（本文では説明していない）。

ウ　合併等の組織再編行為の際に生ずる合併差益等のうち「資本金」・「資本準備金」とされなかった額（計規35条２項・37条２項・39条２項・45条２項・46条２項・49条２項・52条２項）。（本文Ⅳ．４．の例）

エ　「資本金」の減少額のうち欠損てん補・「資本準備金」への繰入れに使用されなかった額（計規27条１項１号）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の③の場合）

オ　「資本準備金」の減少額のうち欠損てん補・「資本金」への組入れに使用されなかった額（計規27条１項２号）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の⑤の場合）

(8)　「その他資本剰余金」の額の減少（江頭・前掲注(1)615頁）

ア　自己株式処分差損の発生（計規14条２項１号・16条２項・17条２項１号・18条２項１号・19条２項）（上記(7)ア参照）

イ　剰余金の配当（446条６号。計規23条１号イ）（本文Ⅳ．２．(1)で説明。）

ウ　自己株式の消却（計規24条３項）（本文では説明していない）。

株式会社が自己株式を消却した場合は，消却手続完了時に当該自己株式の帳簿価額を「その他資本剰余金」から減額し，「その他資本剰余金」の額がマイナスになる場合には，期末に当該マイナス額を「その他利益剰余金」から減額する（企業会計基準委員会・企業会計基準第１号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」11・12〔2002〕計規24条２項・３項）（江頭・前掲注(1)261頁）。

エ　合併等の組織再編行為の際の自己株式処分差損の発生（計規35条２項・37条２項・39条３項・40条１項）（本文Ⅳの例）

オ　「資本金」・「資本準備金」への組入れ（445条４項・450条・451条，計規23条１号ロ・27条２項）（本文Ⅲ．１．(2)で説明。図２の④⑥の場合）

⑼　「その他利益剰余金」の額の増加（江頭・前掲注(1)615-616頁）

ア　当期純利益金額が生じた場合に増加する（計規29条１項２号）（本文Ⅳ．３．で説明）

イ　「利益準備金」の減少額が欠損てん補・「資本金」への組入れに使用されない場合（448条，計規29条１項１号）（本文Ⅲ．１．⑵で説明。図２の⑦の場合）。

ウ　組織再編行為の際に一方当時会社のその他利益剰余金額が他方に承継される場合，すなわち合併・吸収分割が共同支配企業の形成の形で行われる際に消滅会社・分割会社のその他利益剰余金額が存続会社・新設会社・承継会社に引き継がれる場合（計規36条・38条・47条），または，分割型新設分割の際に分割会社のその他利益剰余金額が設立会社に引き継がれる場合（計規50条）等に増加する。（本文Ⅳ．４．の例）

⑽　「その他利益剰余金」の額の減少（江頭・前掲注(1)617頁）

ア　当期純損失金額の発生（計規29条２項３号）（本文Ⅳ．３．で説明）

イ　剰余金の配当（446条６号，計規23条２号イ）（本文Ⅳ．２．⑴で説明）

ウ　自己株式の消却（計規24条３項・29条３項）（上記⑻ウ参照）

エ　「資本金」・「利益準備金」への組入れ（445条４項・450条・451条，計規23条２号ロ・29条２項１号２号）（本文Ⅱ．１．⑵で説明。図２の⑧⑩の場合）

オ　合併等の組織再編行為の際の合併差損の発生（計規35条２項・37条２項・39条３項）（本文Ⅳ．４．の例）

カ　株式発行の費用が払込金額等を上回る場合（計規14条２項２号・17条２項２号・18条２項２号）（本文では説明していない。）

40　「剰余金の配当」とは，株式会社が一定の手続の下でその株主に対して会社財産を分配することをいう（453条）。平成17年改正前商法の下では，「利益」を株主に配当することとされていたが（旧商法29条１項），その原資には「資本金」・「資本準備金」の減少差益や自己株式処分差益といった「その他資本剰余金」も含まれていたため，これらを剰余金の配当として整理することとした。会社法では，期中にいつでも何回でも剰余金の配当をすることができ，期末後の剰余金の変動や臨時決算日までの期間損益を分配可能額に反映させることもできる（461条２項）。剰余金の配当を行うには，原則として株主総会決議が必要であるが，会計監査人設置会社で，取締役の任期が１年の監査役会設置会社または委員会設置会社は定款に規定することによって取締役会決議で行うことができる（459条１項４号）。金銭配当だけでなく，現物配当（454条４項）や連結配当（計規186条４項）も可能になった。ただし，純資産300万円未満の場合には配当できない（458条）（宮島司編著『現代会社法用語辞典』113-114頁〔若林泰伸〕（税務経理協会，2008））。

41　以下，461条２項に定める「分配可能額」の計算方法について説明する。ただし，下記注⑿に紹介するコア・カリキュラムでは，461条２項は記載されているが，461条２項６号の省令委任に基づいて定められた計算規則158条については記載されていな

いので，本稿では，461条２項について説明し，計算規則158条自体の説明は，下記注⑷⑷で述べる計算規則158条６号の説明以外は，割愛することとする。

本文に記載したとおり，分配可能額は，446条に基づいて計算した「剰余金の額」（すなわち，配当の効力発生日の剰余金の額）に，461条２項および計算規則158条に基づいて一定の調整を加えて計算する。

⑴　まず，臨時計算書類を作成していない場合は，配当の効力発生日の剰余金の額から①当該効力発生日における自己株式の帳簿価額，②最終事業年度末日後に自己株式を処分した場合における自己株式の処分価格（対価）の額および③計算規則158条に定める各勘定科目に計上した額を減額して求める（461条２項）（太田・前掲注⑵191頁）。数式として書き直すと以下のとおりである。

臨時計算種類を作成していない場合： 「分配可能額」＝効力発生日における剰余金の額（461条２項１号） －　自己株式の帳簿価格（同項３号） －　自己株式の処分価格（同項４号） －　計算規則158条に定める各勘定科目に計上した額（同項６号）

自己株式の帳簿価格を控除する（461条２項３号）のは，自己株式が純資産の部のマイナス項目であり，すでに取得した段階で剰余金の払い戻しが行われているからである（太田・前掲注⑵192頁）。

また，最終事業年度の末日（期末日）の翌日から配当の効力発生日までの期間（期中）内に自己株式を処分した場合の処分価格を控除する取扱い（461条２項４号）の立法趣旨は，次のとおりである。

例えば，期末日の剰余金の額が100，期末日の自己株式の帳簿価格が20とする。期末日の分配可能額は100－20＝80である（461条２項１号・３号，446条１項１号・計規149条）。配当の効力発生日（分配時）までの期間内にこの自己株式の全てを30で処分したとする。自己株式の処分差益が10発生するため，配当の効力発生日（分配時）の剰余金の額は，100＋10＝110となる（446条２号）が，配当の効力発生日（分配時）の分配可能額は，110から自己株式の処分価格30をマイナスする（461条２項４号）ため80となり，期末の分配可能額と同じである。要するに，期中の自己株式の処分差益は剰余金の額には反映させるが，自己株式の処分取引の影響は剰余金の分配可能額には影響させないというのが，461条２項４号の趣旨である（太田・前掲注⑵192頁参照）。

⑵　次に，臨時計算書類を作成した場合は，上記⑴の計算に追加して，臨時決算日（441条１項）の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間の利益の額（臨時計算書類の損益計算書に計上された当期純利益額（計規156条））を加算し（461条２項２号イ），損失の額（臨時計算書類の損益計算書に計上された当期純損失額の絶対額（計規157条））を減じる（461条２項５号）（弥永・前掲注⑴398頁参照）。

さらに，臨時計算書類を作成し，かつ，臨時決算日（441条１項）の属する事業

年度の初日から臨時決算日までの期間に自己株式の処分を行った場合は，自己株式の処分価格（対価）の額を加算する（461条２項２号ロ）。結果として，臨時計算書類を作成しない場合よりも，分配可能額が，自己株式の処分の価格（対価）の額だけ大きくなる。

通常の決算または臨時決算を経た場合にのみ分配可能額に自己株式の処分価格（対価）の額を加算する理由について，立法担当者は次のように説明している（アンダーラインは米田による。引用文中の「法」とは「会社法」のことである）。

「まず，自己株式の処分をすると，会社の純資産額は，自己株式の対価相当額分だけ増加することとなり，かつ，自己株式の処分に際しての相手勘定は，資本金等，分配可能額に組み入れられない項目に計上する必要はない。

このため，何らかの手当てをしなければ，自己株式の対価額分の分配可能額が増加することになる。

これを，剰余金等の動きと連動させて考えると，自己株式の対価額＝自己株式の帳簿価額＋自己株式の差損益となり，減少する自己株式の帳簿価額は分配可能額の増加要因となり，自己株式の差損益も剰余金の増減を通じて，分配可能額の増減要因になる。

もっとも，自己株式の処分によって増加するものは，資本金等ではなく，相手勘定が分配可能額に組み入れられる剰余金や自己株式部分であるから，取得した財産が不当に高く評価されると，資本金が増加する場合とは異なり，不当に分配可能額が多くなるという問題がある（会社法の下では，資本充実の原則は採用されていないため，資本金が不当に増加しても債権者が害されることはないので特に問題視はしないが，債権者保護の観点から分配可能額が不当に増加することは問題としている）。

そこで，自己株式の対価額については，通常の決算か，臨時決算を経ない限り，分配可能額に組み入れないこととしている（法461条２項４号）。

すなわち，通常の自己株式の処分では，自己株式の対価額と（処分差額＋帳簿価額）が同額となり，相殺されるので，分配可能額は変わらない。」（郡谷・前掲注(9)102頁）。

また，太田前掲注(2)193頁は，次のとおり述べている。

「なぜ自己株式の処分価格について，通常の決算または臨時決算を経ない限り，剰余金の分配可能額に組入れないかであるが，自己株式の処分の対価が金銭以外の財産である場合に，その財産が不当に高く評価されたときに，不当に分配可能額が多くなってしまうという問題に配慮したものとされている。決算を経た場合は，資産の評価の妥当性について監査も行われるため，一定のチェックが行わることから，剰余金の分配可能額への組み入れが認められる取扱いになっているものと考えられる。」

42　本文のとおりとなる理由は，最終事業年度の末日以降剰余金の額が変動していない場合には，446条２号～７号の適用がないため

「剰余金の額」＝「その他資本剰余金」の額＋「その他利益剰余金」の額

となり（本文上記Ⅱ．３．(4)参照），かつ，臨時計算書類を作成していない場合には461条２項２号および５号の適用がなく，自己株式を処分していない場合は461条４号の適用がなく，計算規則158条に定める額を算定しないと仮定した場合には，461条６号の適用がない結果，461条２項の１号と３号のみが適用されるからである。

43　分配可能額の算出方法について，法科大学院においてどの程度学生が理解する必要があるかについては判断が難しい

分配可能額の算出方法に関して，コア・カリキュラムでは，「３―５―６剰余金の配当および剰余金の処分」の１項目として，次のように掲げられている。

○「分配可能額」とは何か，およびその金額が「その他資本剰余金」と「その他利益剰余金」の合計額を基礎とすることを理解している（会社法446条，461条２項，会社計算規則149条）。

したがって，少なくとも本文に記載した仮定の下での「分配可能額」の算出方法は理解しておく必要があると思われる。平成23年の司法試験では，本文に述べた程度の知識を前提としなければ解けない問題（ただし，「その他利益剰余金」には残高があるが「その他資本剰余金」の額はゼロで，自己株式は保有していない場合の事例）が出題された。

461条２項６号の省令委任によって制定されている計算規則158条は10項目を定めているが，法科大学院の学生がそれらの項目の内容を理解していることが要求されているかは疑問である。上記コア・カリキュラムでは，計算規則158条が言及されていないので，そこまでは要求されていないとの判断のもとに，本稿では，計算規則158条６号以外は計算規則158条の説明は割愛した（上記注(41)および下記注(44)参照）。

なお，神田・前掲注(1)では，461条２項の計算過程は，最終事業年度の末日以降に剰余金の変動がない場合について説明されているが，計算規則158条の内容の説明は，「同条４項と６項に注意」との旨の括弧書以外は特になされていない（神田・前掲注(1)278-279頁）。伊藤他・前掲注(1)では，461条２項および計算規則158条の各項目がリストアップされているが，下記注(44)で言及した計算規則158条６号に関する点を除いては，計算規則158条についての説明はない（伊藤他・前掲注(1)270頁）。弥永・前掲注(1)396-398頁および江頭・前掲注(1)624-626頁では，計算規則158条を含めて説明がなされているが，学生が会計学を学習済みでない場合には，これらの説明のみで理解することは困難かもしれない。

分配可能額の算出方法についての計算規則158条も含めた詳細な説明として，太田・前掲注(2)183-209頁，森本他・前掲注(18)67-69頁・74-79頁・172-192頁参照）。

44　458条による規制を実効あらしめるため，分配可能額の計算において，300万円から①資本金の額と準備金の額の合計額，②新株予約権の額，および③最終事業年度の末日の貸借対照表の評価換算差額等の各項目に計上した額（当該項目に計上した額がマイナスの場合はゼロ）の合計額の総計を減じた額（その額がマイナスの場合はゼロ）を減ずることとされている（461条６号・計規158条６号）（弥永・前掲注(1)397-398頁）。

その結果，458条は純資産額が300万円未満のときに剰余金の配当を禁止するだけであり，剰余金の配当等の後で純資産額が300万円を下回ることになる剰余金の配当等が禁止されるわけではないにかかわらず，計算規則158条６号があることで，純資産額が300万円に不足する額が分配可能額から控除され，剰余金の配当等の後で純資産額が300万円を下回ることになる剰余金の配当等も認められないことになる（伊藤他・前掲注(1)270頁注(4)）。

45　弥永・前掲注(1)388頁・392頁。

46　本稿は，学生が資本金の額等の範囲を効果的に学習できるようにすることを目的としているため，現行の制度に対する批判的な検討は行っていない。批判的検討については，例えば，稲葉威雄『会社法の解明』252-283頁・507-513頁（中央経済社，2010）を参照。

以上